

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 6 年 10 月及び 11 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 25 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

## 財務監査及び行政監査の結果

令和6年12月25日

### 1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査  
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

#### (2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、23 機関			
教育委員会	98 機関のうち、13 機関			
公安委員会	60 機関のうち、6 機関			
その他(上記以外)	13 機関のうち、6 機関			計 384 機関のうち、48 機関 (表1参照)

### 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

### 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

### 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり16機関において5件の指摘事項及び13件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	総務部	岐阜県税事務所	11月18日	実地	—	1	—	9月25日(実地)
2	環境生活部	県民生活相談センター	11月18日	実地	—	—	—	9月12日(実地)
3		現代陶芸美術館	11月19日	実地	1	—	—	9月26日(実地)
4		図書館	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
5	健康福祉部	関保健所	11月27日	書面	—	1	—	9月6日(書面)
6		可茂保健所	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
7		飛驒保健所	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
8	商工労働部	国際たくみアカデミー	11月6日	実地	—	1	—	9月5日(実地)
9		障がい者職業能力開発校	11月18日	実地	—	—	—	6月24日(実地)
10		産業技術総合センター	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
11	農政部	郡上農林事務所	11月29日	実地	1	—	—	10月16~17日(実地)
12		下呂農林事務所	11月15日	実地	—	—	—	10月3~4日(実地)
13		畜産研究所	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
14		国際園芸アカデミー	11月21日	実地	1	—	—	6月6日(実地)

15	林政部	森林文化アカデミー	11月29日	実地	—	—	—	9月4日(実地)
16	県土整備部	郡上土木事務所	11月27日	書面	—	1	—	9月25~26日(実地)
17		可茂土木事務所	11月6日	実地	—	—	—	9月12~13日(実地)
18		高山土木事務所	11月1日	実地	—	1	—	8月29~30日(実地)
19		古川土木事務所	11月14日	実地	—	—	—	9月17~18日(実地)
20		長良川上流河川開発工事事務所	11月27日	書面	—	—	—	9月25~26日(実地)
21		宮川上流河川開発工事事務所	11月1日	実地	—	—	—	8月29日(実地)
22	都市建築部	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
23		中濃建築事務所	11月6日	実地	—	—	—	9月12日(実地)
24	教育委員会	羽島北高等学校	11月18日	実地	—	—	—	9月6日(書面)
25		岐南工業高等学校	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
26		大垣養老高等学校	11月27日	書面	—	1	—	9月6日(書面)
27		関有知高等学校	11月27日	書面	—	2	—	9月20日(実地)
28		加茂高等学校	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
29		可児高等学校	11月27日	書面	—	—	—	9月11日(実地)
30		恵那高等学校	11月27日	書面	—	1	—	9月11日(実地)
31		坂下高等学校	11月7日	実地	—	1	—	9月9日(実地)
32		中津商業高等学校	11月7日	実地	1	—	—	9月6日(書面)
33		飛驒高山高等学校	10月31日	実地	—	1	—	9月6日(実地)
34		飛驒神岡高等学校	11月27日	書面	—	1	—	9月18日(実地)
35		揖斐特別支援学校	11月27日	書面	1	1	—	9月18日(実地)
36		飛驒吉城特別支援学校	11月14日	実地	—	—	—	9月6日(書面)
37		公安委員会	海津警察署	11月27日	書面	—	—	—
38	関警察署		11月27日	書面	—	—	—	9月26日(実地)
39	加茂警察署		11月21日	実地	—	—	—	9月6日(書面)
40	恵那警察署		11月19日	実地	—	—	—	9月10日(実地)
41	下呂警察署		11月15日	実地	—	—	—	9月4日(実地)
42	飛驒警察署		11月27日	書面	—	—	—	9月17日(実地)
43	部外事務局	選挙管理委員会西濃地方事務局	11月27日	書面	—	—	—	10月10日(実地)
44		選挙管理委員会揖斐地方事務局	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
45		選挙管理委員会中濃地方事務局	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
46		選挙管理委員会可茂地方事務局	11月21日	実地	—	—	—	9月20日(実地)
47		選挙管理委員会恵那地方事務局	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
48		選挙管理委員会飛驒地方事務局	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 16機関				5件	13件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
岐阜県税事務所	指導事項	物品の管理事務において、購入した公用車4台の取得価格を1台当たり1,411,520円として物品登録すべきところ、諸費用52,800円を含めた1,464,320円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
現代陶芸美術館	指摘事項	行政財産の目的外使用に係る使用料及び管理費の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、許可日(令和5年4月1日)から1か月以上経過した後には収納されていたので、今後は適正に処理されたい。
関保健所	指導事項	物品の管理事務において、購入した公用車の取得価格を1,782,740円として物品登録すべきところ、諸費用54,260円を含めた1,837,000円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
国際たくみアカデミー	指導事項	卒業証明書等交付手数料に係る収入証紙の取扱事務において、収入証紙関係処理簿及び収入証紙消印高報告書の消印高等に誤りがあったので、今後は適正に処理されたい。
郡上農林事務所	指摘事項	納入者から現金の納付を受けたときは、これを収納し、3枚複写で原符、原符(写)及び領収証書が編てつされ、一連番号を記載した綴りとなっている領収証書を納入者に交付することとなっているところ、公文書等の写しの供与に要する費用の収入事務において、現金の納付を受けていないにもかかわらず、原符(写)及び領収証書が綴りから切り取られたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
国際園芸アカデミー	指摘事項	令和4年度の事務机等の購入に係る支出事務において、債権者に対する1件351,120円の支払が14日遅延したことにより、令和6年2月21日に遅延利息300円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
郡上土木事務所	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
高山土木事務所	指導事項	土石等採取料に係る4件の収入事務において、岐阜県流水占用料等徴収条例に基づき、納入通知書の納期限を令和5年4月20日とすべきところ、令和4年4月20日としていたので、今後は適正に処理されたい。
大垣養老高等学校	指導事項	生産物の管理事務において、担当責任者は生産物を引継ぎにより払い出す場合は、その都度、生産物野帳に数量等を記載することとなっているにもかかわらず、生産物野帳に引き継いだ数量等の記載がされていなかったため、今後は適正に処理されたい。
関有知高等学校	指導事項	家庭情報総合実習室PC等機器一式の購入に係る契約保証金納付免除事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 当該契約は一般競争入札により行われているため、契約保証金の納付の免除に係る決裁の時期について、契約の相手方及び契約金額が決定した後に行うべきところ、入札前に行う入札参加資格の確認の決裁時において免除の意思決定がなされていた。

		<p>2 契約金額が500万円以上の契約であることから、免除の決裁にあたって、契約保証金納付免除伺書作成要領に基づき契約保証金の納付を免除することができる場合に該当することの説明等を記載した伺書を作成すべきところ、これが行われていなかった。</p>
	指導事項	<p>物品の管理事務において、令和5年度の現物実査実施計画書では実査担当者を指定し、現物実査を行うこととしているが、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されているものがあった。</p> <p>2 現物実査実施要領に定められた現物実査実施確認書が作成されておらず、どの職員がいつ実査を行ったかが明確ではなかった。</p>
恵那高等学校	指導事項	<p>岐阜県恵那高等学校体育館放送設備更新工事に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
坂下高等学校	指導事項	<p>県が借主となる体育館の敷地に係る2件の賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
中津商業高等学校	指摘事項	<p>体育の授業としてソフトボールを実施する際、生徒の打球により、グラウンドに隣接した職員駐車場に駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として249,656円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
飛驒高山高等学校	指導事項	<p>通信教育受講料の収入事務において、納期限後20日を過ぎた未納者に対し、岐阜県会計規則に規定する督促状を発行していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
飛驒神岡高等学校	指導事項	<p>飛驒神岡高等学校教室等照明LED化工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
揖斐特別支援学校	指摘事項	<p>揖斐特別支援学校校庭遊具設置工事に係る契約事務において、契約保証金の納付の免除要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を免除していたため、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>特殊勤務手当の支給事務において、修学旅行の引率に係る教育職員手当11件56,100円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>